
役員及び評議員の報酬並びに費用弁償規程

社会福祉法人聖啓会

第1条(目的)

- 1 この規程は、社会福祉法人聖啓会（以下「法人」という。）の理事及び監事（以下「役員」という。）及び評議員の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

第2条(役員・評議員報酬)

- 1 法人の役員・評議員に対して、活動の実態に応じた報酬を支給する。
理事長・・・1時間あたり8,000円 ただし月額50万円を上限とする。
その他の役員・評議員がこの規程に該当する場合には、評議員会の過半数をもって決定する。
- 2 役員・評議員が次の①から④に該当する場合には、それぞれに定める額の役員会手当を支給する。
 - ① 理事・評議員が定例の理事会・評議員会に出席した場合・・・1回あたり5,000円
この場合の定例の理事会・評議員会とは、予算承認・決算承認の年2回の理事会と年1回の決算承認の評議員会をいう。
監事が理事会・評議員会に出席した場合は理事と同額を支給する。
 - ② 理事・評議員が臨時の理事会・評議員会に出席した場合・・・1回あたり5,000円
 - ③ 監事が決算監査を行った場合・・・1年度あたり10,000円
 - ④ 指導監査の立会い等、法人の要請により役員としての職務を行った場合
・・・その都度理事長が定める額
- 3 役員及び評議員が、定款第26条第2項、定款第13条第4項の規定により、理事会及び評議員会の議決を行った場合においても、役員及び評議員の責務を果たしたとみなし、報酬を支給する。

第3条(交通費)

- 1 役員・評議員が、理事会・評議員会その他の会議に出席した場合には、1回あたり1,000円の交通費を支給する。

第4条(費用弁償)

- 1 役員・評議員が、理事長の許可を得て、業務に関して出張をしたときその他一定の支出をしたときは、理事長の許可する額の実費相当を弁償する。

第5条(計算期間、支給日)

- 1 役員及び評議員に対する報酬及び実費の計算は、月初から月末の期間を対象に行う。
- 2 役員及び評議員に対する報酬及び実費の支給日は報酬及び実費計算期間終了後の25日とする。ただし、支給日が金融機関の休業日にあたる場合は前営業日とする。
- 3 支給の形態は現金又は銀行振込とする。

第6条(兼務役員)

- 1 施設長等施設の職員（嘱託医を除く）を兼務する役員は、役員報酬以外に別に給与等の支払いがある時間分については、この規程に基づく報酬は支給しない。

附則

この規則は、平成 23 年 6 月 2 日から施行する。

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

この規則は、令和 4 年 3 月 22 日から施行する。